

# 自動車リサイクル法に関する 主なQ&A

～ 使用済自動車（廃車）の引取りと中古車の売買編 ～

経済産業省 環境省  
（財）自動車リサイクル促進センター

# 使用済自動車（廃車）の引取りについて

Q 1 使用済自動車（廃車）の引取りを行うためには、来年の1月までに何を  
する必要がありますか？

( A )

### 1 . 都道府県知事等への登録

自動車リサイクル法では、使用済自動車を引き取る「引取業」を行う事業所を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長の登録を受けることが必要とされています。

しかしながら、自動車リサイクル法の登録の受付は、来年1月から開始されることとなっており、年内はフロン回収破壊法の「第二種特定製品引取業者」の登録を受けて頂き、この登録を受けている場合、来年1月1日に自動車リサイクル法の引取業者に自動的に移行することとなっています。このため、使用済自動車の引取りを行う場合は、まずフロン回収破壊法の「第二種特定製品引取業者」の登録を受けて頂くようお願い致します。

なお、フロン回収破壊法の「第二種特定製品引取業者」の登録を受けて頂くと、都道府県等から自動車リサイクル法の引取業の登録番号等が記載された「登録予定番号通知書」が送付されますので、この内容をご確認下さい。これは自動車リサイクルシステムへの事業者登録に必要となります。

### 2 . 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

来年1月1日以降使用済自動車を引き取る場合は、パソコン等を用いた預託確認及び電子マニフェストによる引取・引渡報告を行うことが必要となり、このため、都道府県等への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要となります。

自動車リサイクルシステムへの事業者登録はQ 3へ

### 3 . 電子マニフェストの練習

都道府県知事等への登録及び自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了した方は、本年10月からご自身の保有するパソコンで来年1月1日から行うこととなる預託確認・電子マニフェストによる引取・引渡報告の練習が可能となりますので、これ（「練習用システム」での練習）を行うようにして下さい。

Q 2 都道府県知事等への登録を受けずに使用済自動車の引取りを行った場合、何か罰則はありますか？

( A )

1 . 自動車リサイクル法及び廃棄物処理法の罰則が適用

都道府県知事等への登録を行わずに使用済自動車を引き取った場合、自動車リサイクル法上は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

また、来年1月1日以降使用済自動車は、その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物とみなされます。自動車リサイクル法の引取業者の登録を受けていれば、廃棄物処理法の業許可を不要とする制度となっているため、自動車リサイクル法の引取業者の登録を行っておらず、さらに廃棄物処理法の業許可を受けていない場合、廃棄物処理法の無許可営業として5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金となります。

2 . 引取業者の紹介について

使用済自動車の引取りを行うためには、都道府県知事等への引取業者の登録を受けることが必要とされており、これは年間1台でも使用済自動車を引き取る場合には必要となります。

都道府県知事等への引取業者の登録を受けていない事業者が、お客様から使用済自動車の引取りを求められた場合は、これを使用済自動車として引き取るのではなく中古車として下取ることをお客様と相談するか、又は都道府県知事等の登録を受けた他の引取業者の方を紹介するようにして下さい。

使用済自動車としての引取りと中古車としての下取りの違いはQ 8へ

### Q3 自動車リサイクルシステムへの事業者登録はどのように行うのですか？

(A)

#### 1. 登録申込書の入手方法

自動車リサイクルシステムの登録申込書は、「事業者情報登録センター」「(社)日本自動車販売協会連合会各支部」「(社)全国軽自動車協会連合会都道府県地区事務取扱所」「各都道府県中古車販売協会」「各都道府県自動車整備振興会」「各都道府県等の自動車リサイクル法担当窓口」で入手して頂くことが可能です。

( ) 事業者情報登録センター

問い合わせ先：03 - 5673 - 7403 (平日9:00~17:00 土日祝休)

#### 2. 登録に必要な書類

(1) 登録申込書

- 事業者情報記入用紙：1事業者当たり1枚、必要事項を記入
- 事業所情報記入用紙：引取業を行う事業所数と同枚、必要事項を記入

(2) 添付書類

- 都道府県知事等から既に送付されている引取業者としての登録予定番号通知書
- 郵便局自動払込利用申込書

#### 3. 必要書類の郵送

上記の必要書類を「事業者情報登録センター( )」へ郵送して下さい。

( ) 事業者情報登録センター

書類郵送先：〒125 - 0061 東京都葛飾区亀有駅前郵便局留

#### 4. 登録に必要な日数

登録のための申込書・添付書類の確認には最大2ヶ月程度の日数が必要となる場合も想定されます。このため、早期の登録申込みを行って頂くようお願い致します。

## Q 4 引取業者は来年1月1日以降何を行う必要がありますか？

( A )

### 1 . 標識の掲示

タテ・ヨコ20cm以上の大きさで、引取業者であること、氏名又は名称、登録番号を記載したものを事業所ごとに掲示。(自治体からの登録通知書の掲示でも可)

### 2 . 装備・預託確認と引取時預託

使用済自動車を引き取る際に、フロン類、エアバッグ類の装備の有無を確認して、これをパソコン画面上で入力し、リサイクル料金が預託されているか否かを確認。

(リサイクル料金が預託されていないと、使用済自動車を引き取れません。)

リサイクル料金が預託されていない場合は、コンビニエンスストア・郵便局を利用したりリサイクル料金の支払いを実施。

### 3 . 使用済自動車の引取りと電子マニフェストによる引取報告の実施

### 4 . 引取証明書の交付

最終所有者に対し、使用済自動車を引き取ったことを証明する書面を交付。

リサイクル券が有る場合、B券の活用が可能。リサイクル券が無い場合、専用の様式を電子マニフェストシステムを利用して印刷し、これを活用することが可能。

### 5 . 使用済自動車の引渡しと電子マニフェストによる引渡報告の実施

### 6 . 使用済自動車が確実に解体されたことを確認し、最終所有者に通知

来年1月1日以降に使用済自動車として引取業者が引き取ったクルマについては、

最終所有者は、道路運送車両法の永久抹消登録・解体届出を行う

車検の残存期間に応じた自動車重量税が最終所有者に還付される

こととなっています。

上記は、使用済自動車が解体されたことが確認されて初めて手続きが可能となり、その状況については引取業者がパソコン画面上で確認し、最終所有者に通知することが必要。

## Q5 リサイクル料金の具体的水準は？

(A)

1. リサイクル料金は、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類のリサイクル・破壊に必要な費用として自動車メーカー・輸入業者が設定するものです。

シュレッダーダストの発生量、エアバッグ類の個数等はクルマごとに異なるため、リサイクル料金は各自動車メーカー等毎、個々の自動車毎に異なります。

2. 国内自動車メーカーが設定・公表しているリサイクル料金の水準はおおむね以下のとおりです。詳細は各自動車メーカー等のホームページを参照下さい。

区分	リサイクル料金の水準（3品目合計）
普通乗用車 エアバッグ4個、エアコン有り	1万円～1万8千円程度
軽・小型乗用車 エアバッグ4個、エアコン有り	7千円～1万6千円程度
中・大型トラック 平ボディ、エアバッグ2個、エアコン有り	1万円～1万6千円程度
大型路線・観光バス エアバッグ2個、エアコン有り	4万円～6万5千円程度

( ) 上記に加え、資金管理料金380円（新車時）または480円（車検時・廃車時）  
情報管理料金130円  
のお支払いが必要です。

## Q 6 使用済自動車からの部品取りについてはどうなりますか？

( A )

### 1 . 使用済自動車からの部品取りには解体業の許可が必要

自動車リサイクル法においては、使用済自動車からの部品取りを行う場合、都道府県知事・保健所設置市長から解体業の許可を受けることが義務付けられています。

許可基準の概要は以下のとおり。

#### [ 施設基準 ]

- コンクリート床面、油水分離装置等が設置された解体作業場を保有すること
- 囲いがあり範囲が明確な使用済自動車の保管場所を保有すること 等

#### [ 能力基準 ]

- 解体手順等を記載した標準作業書を常備し、従業員へ周知すること
- 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業の継続できると判断されること

ただし、例えば、自動車所有者の依頼を受けてカーステレオ、カーナビ等の付属品を取り外す行為等については、業として使用済自動車の解体を行っているとは解釈されません。

### 2 . 解体業者には再資源化基準が適用

また、許可を受けた解体業者には、自動車リサイクル法において定められる再資源化基準として以下も義務付けられます。

- エアバッグ類の取外回収又は車上作動処理
- バッテリー、タイヤ、廃油・廃液等の回収・再資源化

### 3 . 無許可での使用済自動車からの部品取りについては罰則が適用

都道府県知事等から解体業の許可を受けずに使用済自動車からの部品取りを含め解体を行った場合、自動車リサイクル法上は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。また、来年1月1日以降使用済自動車は、その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物とみなされます。自動車リサイクル法の解体業の許可を受けていれば、廃棄物処理法の業許可を不要とする制度となっているため、自動車リサイクル法の解体業の許可を受けておらず、さらに廃棄物処理法の業許可を受けていない場合、廃棄物処理法の無許可営業として5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金となります。

Q 7 使用済自動車として引き取った後の再販（中古新規登録・検査）、中古車としての輸出は可能ですか？

（ A ）

1 . 使用済自動車として引き取った場合、その後の再販、中古車輸出は原則不可  
引取業者が使用済自動車として引き取り、電子マニフェストによる引取報告を行った場合、その情報は情報管理センターから国土交通省等に報告され、その後中古新規登録・検査、輸出抹消仮登録申請・輸出予定届出は不可能となります。このため、使用済自動車として引き取った後の再販、中古車輸出は不可となり、中古車として下取った自動車のみその後の再販、中古車輸出が可能となります。

また、中古車として下取った場合と、使用済自動車として引き取った場合は、リサイクル料金に関するやり取りが異なります。このため、使用済自動車として引き取った自動車を中古車として下取ったとするためには、改めてお客様とのリサイクル預託金相当額に関するやり取りが発生することとなり、この点からも使用済自動車として引き取った後の再販、中古車輸出は極めて困難となります。

使用済自動車としての引取りと中古車としての下取りの違いはQ 8 へ

さらに、使用済自動車として引き取った場合、車検証の残存期間に応じた自動車重量税の還付制度が創設されるため、使用済自動車として引き取った自動車を中古車として下取ったとするためには、お客様に対して自動車重量税の還付が受けられなくなることをご納得頂くことも必要となります。

自動車重量税の還付制度についてはQ 1 0 へ

Q 8 使用済自動車としての引取りと中古車としての下取りの違いは何ですか？

( A )

1 . リサイクル料金に関するやり取りの違い

( 1 ) 中古車として下取る場合

リサイクル料金が未預託の場合

- 車両価格のみを譲渡者（お客様）にお支払いします。リサイクル料金に関するやり取りはありません。

リサイクル料金が預託済みの場合

- 車両価格に加えリサイクル預託金（ ）相当額を譲渡者（お客様）に中古車売買代金に含めて支払うことが必要です。

( ) リサイクル預託金： a シュレッダーダスト料金、 b エアバッグ類料金、 c フロン類料金、 d 情報管理料金の合計額（ e 資金管理料金は含まない）

( 2 ) 使用済自動車として引き取る場合

リサイクル料金が未預託の場合

- 最終所有者（お客様）にリサイクル料金をお支払い頂くことが必要です。

リサイクル料金預託済みの場合

- リサイクル料金に関するやり取りはありません。

2 . 自動車重量税還付制度の存在

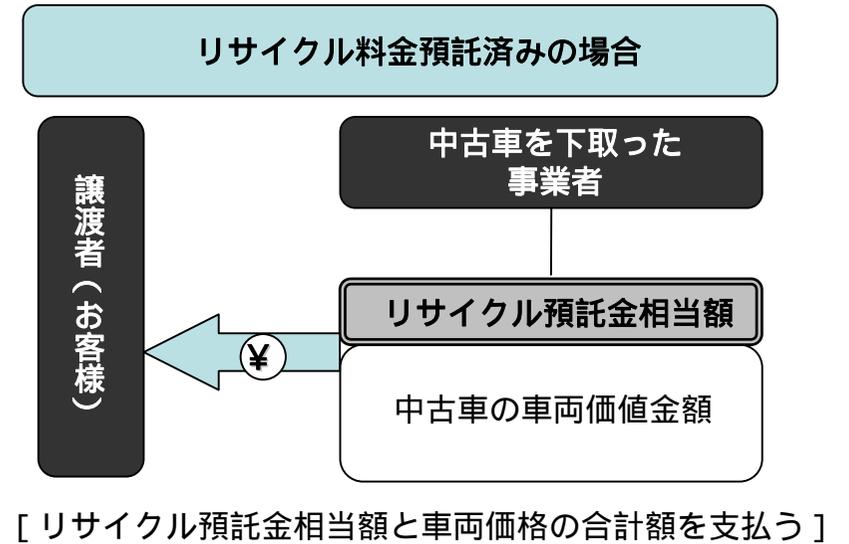
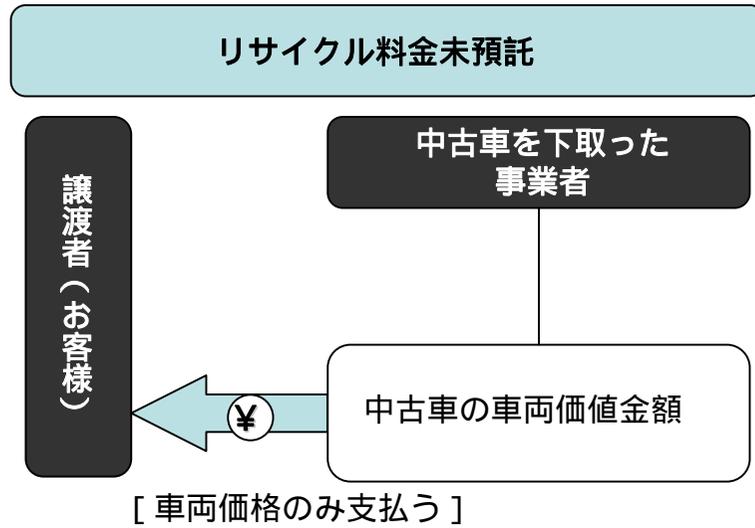
使用済自動車を引取業者へ引き渡した最終所有者（お客様）は、当該使用済自動車の車検証の残存期間に応じて自動車重量税の還付が受けられることとなります。（中古車流通時には、自動車重量税の還付制度はありません。） 詳細はQ 1 0 へ

3 . 道路運送車両法に基づく永久抹消登録・解体届出の必要性

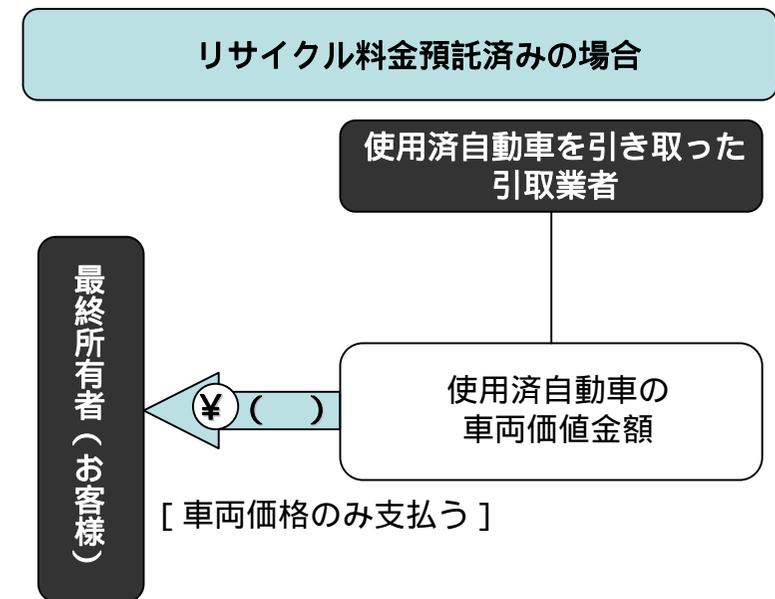
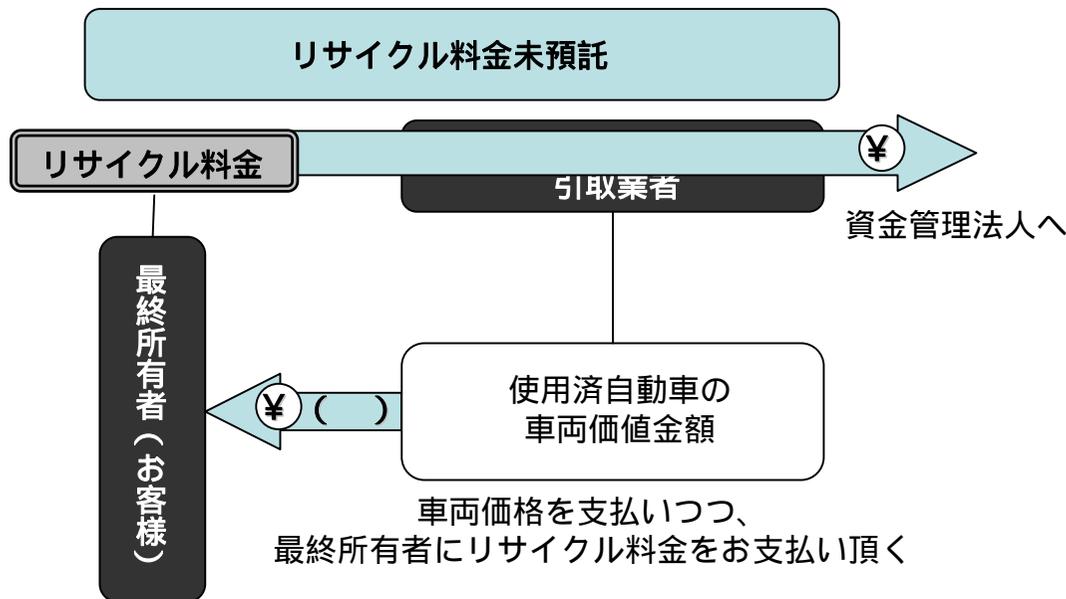
使用済自動車を引取業者へ引き渡した最終所有者（お客様）は、当該使用済自動車が解体されたことを引取業者から連絡を受けた後に、道路運送車両法に基づく永久抹消登録・解体届出を行うことが必要です。 詳細はQ 1 0 へ

# 1. リサイクル料金に関するやり取りの違い

## (1) 中古車として下取る場合



## (2) 使用済自動車として引き取る場合



( ) 自動車リサイクル法が施行された後は、自動車の所有者にリサイクル料金を預託頂くこととなり、このため使用済自動車の取引価格は上昇し、概ね有価となることが想定されています。

Q 9 使用済自動車を引き取る際に、最終所有者から適正処理費用、運搬費用の支払いを求めることは違法ですか？

( A )

1 . 自動車リサイクル法における考え方

来年の1月1日以降に使用済みとなる自動車は、自動車リサイクル法に基づき自動車所有者にリサイクル料金を事前に預託して頂いているか、又は、使用済みとする際にリサイクル料金を預託して頂くこととなります。

このため、使用済自動車の取引価格はその分上昇し、概ね有価となることが想定されています。

しかしながら、中には適正処理費用をお客様に求めることが必要な使用済自動車が存在することも想定されますし、また、使用済自動車の運搬に費用が発生する場合などについて、これらの費用をリサイクル料金とは別のものとして最終所有者にお支払い頂くことは可能です。ただし、その際は、何故そのような費用が必要となるのかを、最終所有者に対し明確に説明して頂くことが必要と考えられます。

# Q 1 0 抹消登録制度・自動車重量税還付制度とはどのような制度か？

( A )

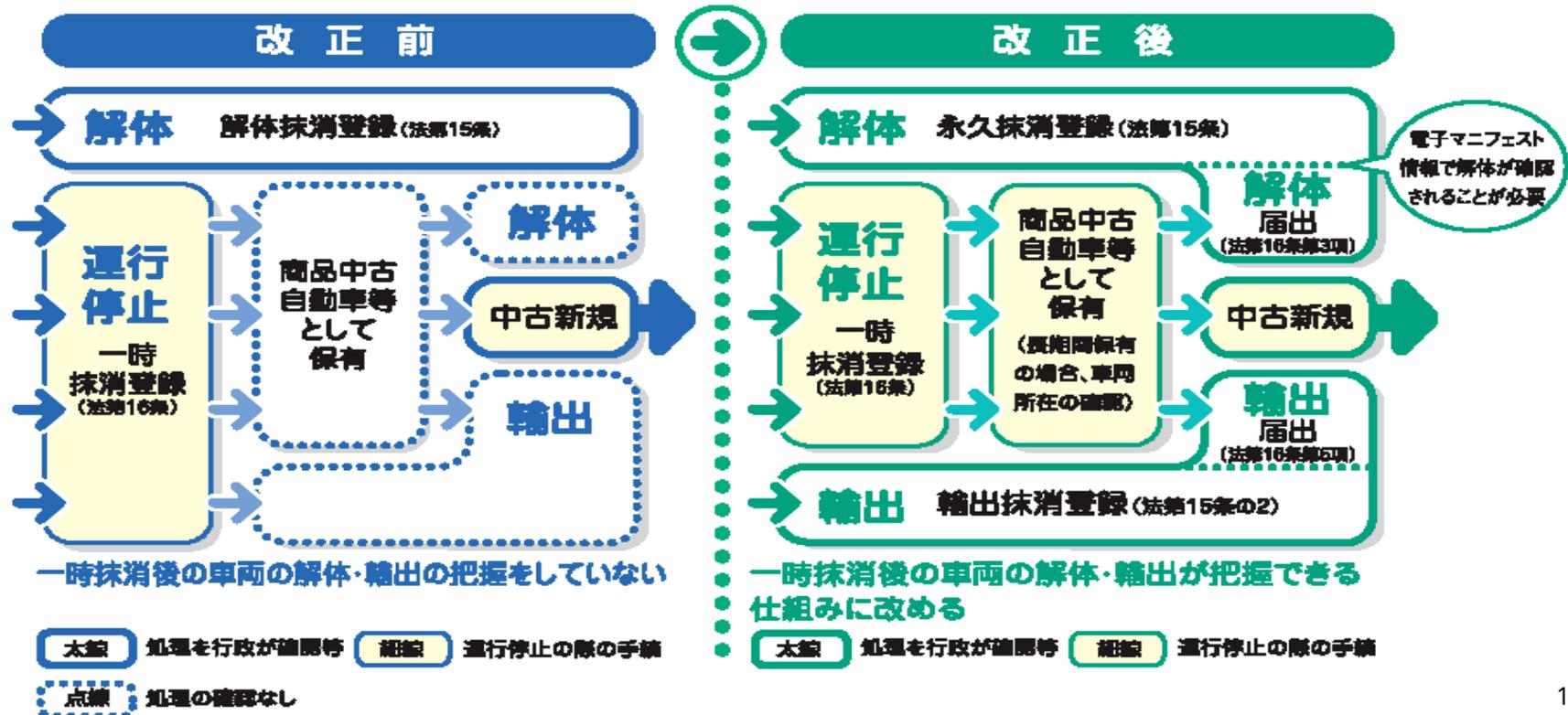
## 1. 道路運送車両法の改正内容

これまでは、一時抹消登録（使用中止の車検証の返納）を行った後、解体あるいは輸出を行った場合でもあっても何ら運輸支局等への手続きは不要でしたが、今後は必ず届出が必要。中古車として輸出する場合は、輸出抹消仮登録申請又は輸出予定届出が必要。

また、これまでは産廃マニフェストのB 2 票や解体業者が発行する解体証明を利用して永久抹消登録（解体事由）を行っていましたが、今後、永久抹消登録（解体事由）・解体届出は、引取業者が、自らが引き取った使用済自動車が解体されたことをパソコン画面上で確認し、これを最終所有者に通知して行うこととなります。

なお、申請手続きを従来通り引取業者が代行することも想定されます。

### 【抹消登録制度の改正】



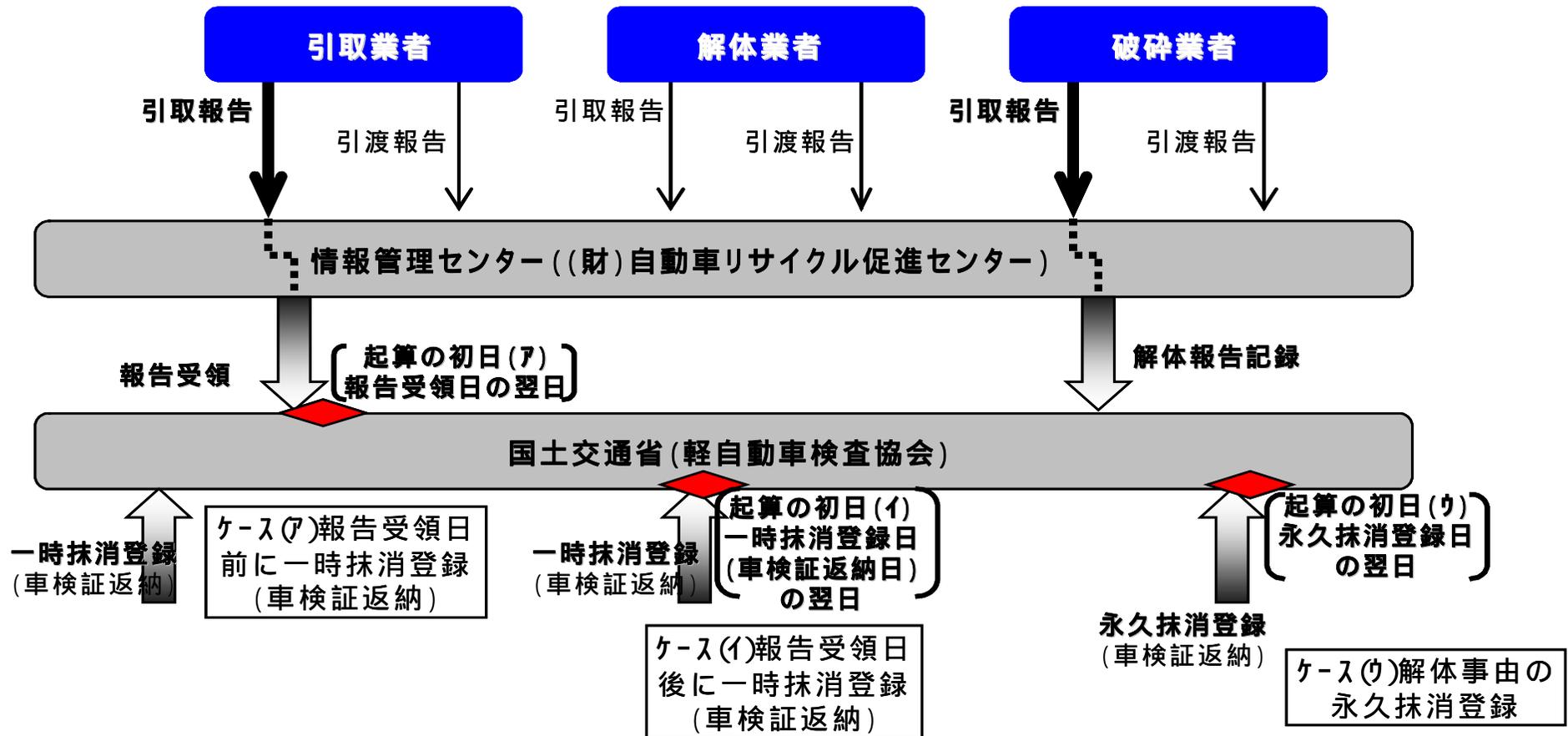
## 2. 自動車重量税の還付制度

自動車重量税の還付制度は、使用済みとする時（ ）の車検証の残存期間に応じて最終所有者に自動車重量税を還付する制度です。

自動車重量税の還付申請は、永久抹消登録申請（解体事由）・解体届出と同時に運輸支局等に行います。

（ ）引取業者の引取報告の翌営業日と一時抹消登録日のどちらか遅い日または永久抹消登録日の翌日が車検証の残存期間を計算する際の起算日となる。

また、還付金額は月割りで計算し、端数は切り捨てとなります。



### 3. 永久抹消登録申請・解体届出、自動車重量税還付申請の具体的方法

#### (1) 申請書の様式

永久抹消登録申請書・解体届出書と自動車重量税の還付申請書は以下のように一体の様式となっており、必要事項を記入して運輸支局等に提出して頂く必要があります。

第1号様式

<input type="checkbox"/> 永久抹消登録申請書 <input type="checkbox"/> 解体届出書 <input type="checkbox"/> 自動車重量税還付申請書		第3号様式の3
①業務種別    ②出張    ③処理    ④制限解除    ⑤重量税還付申請の有無    ⑥自動車登録番号    ⑦車台番号 7 解体届出    1 訂正    1 全解除    ⑥自動車登録番号    ⑦車台番号 9 抹消(解体)    2 復元    2 括弧欄付    0 なし		
自動車重量税還付申請欄(自動車重量税の還付を申請する場合は、以下も必ず記入してください。)		
⑧氏名又は名称 (法人の場合、総称名と名称の間に1マスあけて記入して下さい。) フリガナを記入して下さい(カタカナで記入。氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。漢字・半漢字は同一マス目に「ガ」「ク」と記入。) 1 個人    2 法人		⑩移動報告番号
⑨住所 住所コードで記入して下さい。(番、号、番地、郵便番号) (郵便番号市区郡コード - 町村コード - 小字コード)    丁目    ローマ字記入又は半角カタカナで記入		⑪住所補完区分 1 補完有 2 外字有 3 補完、外字有 住所補完区分 1 補完有
⑫郵便番号    ⑬電話番号 (市外局番、市内局番、加入番号等を左詰で記入)    ⑭代理受領者有無区分    ⑮共同所有者区分 1 代理受領者なし    1 共同所有者有		
⑯金融機関名称 (右の金融機関種別に該当がない場合は、金融機関種別を「0 その他」とし、金融機関名称欄に種別まで記入。) ⑰支店名 (右の支店種別に該当がない場合は、支店種別を「0 その他」とし、支店名称欄に種別まで記入。) ⑱口座番号又は記号番号		⑯金融機関種別 0 郵便局    3 信用組合    6 農業協同組合    9 その他 1 銀行    4 労働金庫    7 信用農業協同組合連合会 2 信用金庫    5 信用農業協同組合連合会    8 漁業協同組合
⑲氏名又は名称 (法人の場合、総称名と名称の間に1マスあけて記入して下さい。) フリガナを記入して下さい(カタカナで記入。氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入。漢字・半漢字は同一マス目に「ガ」「ク」と記入。) 1 個人    2 法人		⑲住所補完区分 1 補完有 2 外字有 3 補完、外字有 住所補完区分 1 補完有
⑳住所 住所コードで記入して下さい。(番、号、番地、郵便番号) (郵便番号市区郡コード - 町村コード - 小字コード)    丁目    ローマ字記入又は半角カタカナで記入		
㉑郵便番号    ㉒電話番号 (市外局番、市内局番、加入番号等を左詰で記入)		
申請人・届出人 (所有者) 氏名又は名称 _____ 印 住所 _____		申請代理人 氏名 _____ 印 住所 _____ 代理受領者 氏名又は名称 _____ 住所 _____
解体報告記録がなされた年月日    平成    年    月    日		運輸支局長 殿 運輸監理部長 殿 税務署長 殿 平成    年    月    日 還付を受けようとする金額 自動車重量税還付申請書付表1のとおり

## (2) 申請の委任

代理人が永久抹消登録申請・解体届出と自動車重量税の還付申請を行う場合は、その権限を証する書面として以下の委任状の添付が必要となります。

なお、1. 永久抹消登録申請 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請を行う場合は、使用済自動車の所有者（申請人）の印鑑証明が必要です。

また、国税通則法に基づき、還付申請書の申請代理人の氏名欄には押印が必要となりますので、ご注意ください。

委 任 状	
受任者	氏 名
	住 所
上記の者に下記自動車の	{ 1. 永久抹消登録申請 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請 3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請 }
	に関する権限を委任する。
自動車登録番号	車 台 番 号
平成 年 月 日	
委任者(使用済自動車の所有者)	
(フリガナ)	<input type="text"/>
氏名又は名称	印
	<hr/>
住 所	
	<hr/>

### (3) 還付金の受領委任

代理人が還付金を受領しようとする時は、その権限を証する書面として以下の委任状が必要となります。

また、受領権限の委任状は使用済自動車の最終所有者（申請人）の自署による署名が必要です。

委 任 状	
受任者 氏 名	
住 所	
上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。	
自動車登録番号	車 台 番 号
平成 年 月 日	
委任者(使用済自動車の所有者)	
(フリガナ)	
氏名又は名称	印
住 所	
御 ① 委任状は、 <u>委任者が自署・押印してください。</u>	
注 ② 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び	
意 地方税法附則第9条の10(委託納付)の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。	



# 中古車の売買について

Q 1 1 リサイクル料金の会計処理の方法は？

( A )

1 . 新車購入時、継続検査時・構造等変更検査時・中古新規登録検査時に預託した際の取扱い  
 [ 預託した自動車所有者における会計処理 ]

リサイクル料金のうち、a シュレッダーダスト料金、b エアバッグ類料金、c フロン類料金、d 情報管理料金については、預託した自動車所有者の資産に位置付けられるため、これらに関して会計処理を行う場合は、資産勘定に計上して下さい（リサイクル預託金）。費用処理はできません。

一方、e 資金管理料金は、支払った時点で費用処理が可能です。

リサイクル料金の項目	科目	
a シュレッダーダスト料金	リサイクル 預託金	1 . 新車購入時、継続検査時・構造等変更検査時・中古新規登録検査時に預託した際の取扱い 所有者の資産として計上 2 . リサイクル預託金預託済み自動車の中古車売買時の取扱い 新所有者が旧所有者に車両価値金額に加えてリサイクル預託金相当額を中古車売買代金の中に含めて支払う 新所有者はリサイクル預託金相当額を資産として計上し、旧所有者は資産として計上していたリサイクル預託金を現金に振替え（購入時と譲渡時で同額のリサイクル預託金相当額の授受を行うため課税所得は生じない） リサイクル預託金相当額の授受は、金銭債権の譲渡であるため、消費税法上の非課税取引となる（車両価格は課税取引であるため、別々の会計処理が必要） 3 . 使用済自動車を引取業者へ引き渡した際の取扱い 使用済自動車を引取業者に引き渡した時点で資産として計上していたリサイクル預託金の費用処理が可能 リサイクル料金が未預託の自動車で、使用済自動車を引取業者に引き渡す際にリサイクル料金を支払った場合は、その時点で全ての料金について費用処理が可能
b エアバッグ類料金		
c フロン類料金		
d 情報管理料金		
e 資金管理料金	費用	支払った時点で費用処理が可能

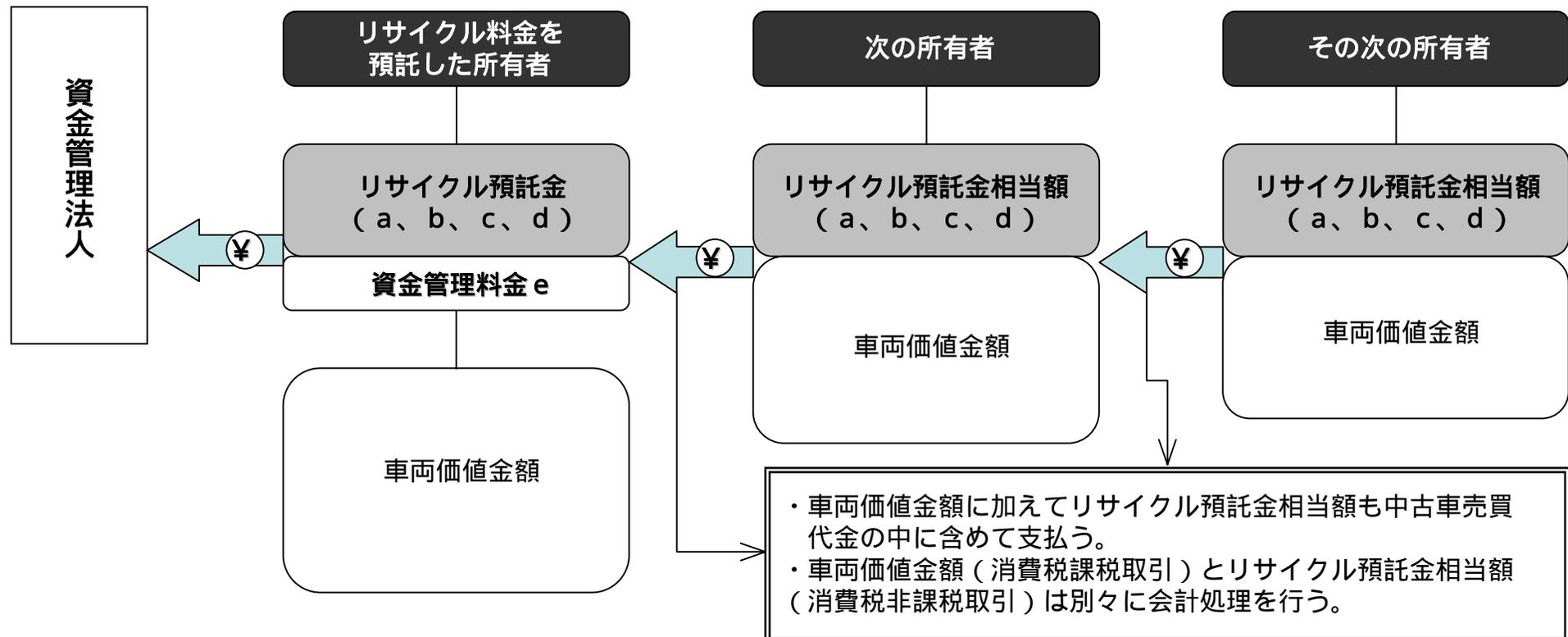
## 2. リサイクル料金預託済みの自動車の中古車売買時の取扱い

[ 中古車売買の当事者における金銭の授受及び会計処理 ]

リサイクル料金預託済みの自動車の譲渡を受けた新所有者が、譲渡した旧所有者に対し、車両価値金額に加えリサイクル預託金相当額も中古車売買代金の中に含めて支払うことが必要です。

新所有者はリサイクル預託金相当額を資産として計上し、旧所有者は資産として計上していたリサイクル預託金額を現金に振り替えます。

新所有者がさらに次の所有者にその自動車を譲渡した場合も同様になり、このため購入時と譲渡時では同額のリサイクル預託金額の授受を行うため、課税所得は生じません。リサイクル預託金相当額の授受については、金銭債権の譲渡と整理されるため、消費税法上の非課税取引となります。このため、車両価値金額とリサイクル預託金相当額は、別々に会計処理を行うことが必要です。



### 3 . 使用済自動車を引取業者へ引き渡した際の取扱い

[ 最終所有者における会計処理 ]

( 1 ) リサイクル料金預託済みの自動車を使用済自動車にする場合

使用済自動車を引取業者へ引き渡した時点で、それまで資産として計上していたリサイクル預託金を費用処理することが可能となります。

なお、使用過程中にエアコンを後付装備した場合など、使用済自動車を引取業者に引き渡す時点で、既にリサイクル料金が預託されているものの、一部にリサイクル料金未預託の装備があり、これに関する支払いが必要となる（この場合、フロン類のリサイクル料金及び資金管理料金の支払いが必要）場合は、それまで資産として計上していたリサイクル預託金とその時点で支払う料金の全てを費用処理することが可能です。

( 2 ) リサイクル料金未預託の自動車を使用済自動車にする場合

使用済自動車を引取業者へ引き渡した時点で支払った全ての料金について、その時点で費用処理することが可能です。

Q 1 2 自動車の注文書上のリサイクル料金・リサイクル預託金の取扱いは？

( A )

1 . 新車販売時の注文書

車両本体価格とリサイクル料金の額の双方を注文書に表示して下さい。

リサイクル料金の額を注文書に表示したとしても、その注文書は印紙税の課税文書には該当しません。

2 . 中古車販売時の注文書

( 1 ) リサイクル料金未預託の自動車を販売する際の取扱い

リサイクル料金の預託が必要な場合 ( 車検切れ車両、一時抹消登録車両 )

車両価値金額とリサイクル料金の額を注文書に表示して下さい。

リサイクル料金の額を注文書に表示したとしても、その注文書は印紙税の課税文書には該当しません。

リサイクル料金の預託が不要な場合 ( 車検残り車両、登録車両 )

これまで通り、車両価値金額を注文書に表示して下さい。

( 2 ) リサイクル料金預託済みの自動車を販売する際の取扱い ( 以下のいずれの方法でも可 )  
販売価格に含めないで表示

[ A ] リサイクル預託金相当額を注文書に表示

リサイクル預託金相当額を含まない車両価値金額とリサイクル預託金相当額の双方を注文書に表示

この場合、注文書は金銭債権の譲渡に関する契約書と見なされ、リサイクル預託金相当額が1万円以上の場合、200円の印紙の貼付が必要となります

[ B ] リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、別書面 ( 通知書 ) により明示

リサイクル預託金相当額を含まない車両価値金額のみ注文書に表示

印紙の貼付は不要

リサイクル預託金相当額については、商談時に別書面 ( 通知書 ) により明示

( 別書面 ( 通知書 ) は、あくまで商談時に使用する書面であり印紙の貼付は不要 )

## 販売価格に含めて表示

### [ A ] リサイクル預託金相当額を注文書に表示

リサイクル預託金相当額込みの販売価格とリサイクル預託金相当額の双方を注文書に表示

この場合、注文書は金銭債権の譲渡に関する契約書と見なされ、リサイクル預託金相当額が1万円以上の場合、200円の印紙の貼付が必要となります

### [ B ] リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、別書面（通知書）で明示

リサイクル預託金相当額込みの販売価格のみ注文書に表示

印紙の貼付は不要

リサイクル預託金相当額については、別書面（通知書）により明示

（別書面（通知書）は、あくまで商談時に使用する書面であり印紙の貼付は不要）

### [ C ] リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず、リサイクル券で明示

リサイクル預託金相当額込みの販売価格のみ注文書に表示

印紙の貼付は不要

リサイクル預託金相当額については、リサイクル券により明示（リサイクル券が紛失された場合、リサイクル券を再発行する、又は別書面（通知書）により明示）

この場合であっても、リサイクル預託金相当額の授受については、金銭債権の譲渡であり、消費税法上の非課税取引となりますので、車両価値金額とは別に会計処理を行うことが必要です。

## 3. リサイクル預託金預託済み中古車下取時の注文書（以下のいずれの方法でも可）

### 下取価格に含めないで表示

中古車販売時と同様に、－ [ A ] 又は － [ B ]

### 下取価格に含めて表示

中古車販売時と同様に、－ [ A ] 又は － [ B ] 又は － [ C ]

#### 4 . 使用済自動車引取時の注文書

- ( 1 ) リサイクル料金未預託（後付装備がある場合の一部未預託の場合を含む）の使用済自動車を引き取る際の取扱い（引取時にリサイクル料金の預託が必要な場合）  
車両価値金額とリサイクル料金の額を注文書に表示して下さい。  
リサイクル料金の額を注文書に表示したとしても、その注文書は印紙税の課税文書には該当しません。
- ( 2 ) リサイクル料金預託済みの使用済自動車を引き取る際の取扱い（引取時にリサイクル料金の預託が不要な場合）  
これまで通り、車両価値金額（ ）を注文書に表示して下さい。
- ( ) 自動車リサイクル法が施行された後は、自動車の所有者にリサイクル料金を預託頂くこととなり、このため使用済自動車の取引価格は上昇し、概ね有価となることが想定されています。なお、使用済自動車の状態によっては処理費用が必要な場合もあり、また引取業者が運搬を行った場合において発生する費用については、最終所有者に請求することも可能です。

[ リサイクル預託金預託済みの中古車販売・下取時の注文書等のイメージ ]

車両価値金額：105万円（消費税込み）、リサイクル預託金相当額：1万5千円の場合

- [ A ] : 販売価格に含めないで表示し、リサイクル預託金相当額を注文書に表示

注文書
販売価格：105万円 リサイクル預託金相当額：1.5万円
印紙200円

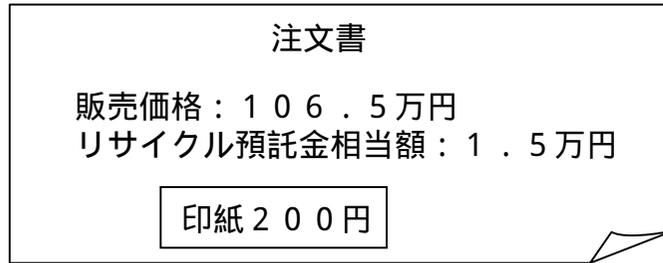
- [ B ] : 販売価格に含めないで表示し、リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず別書面（通知書）で明示

注文書
販売価格：105万円

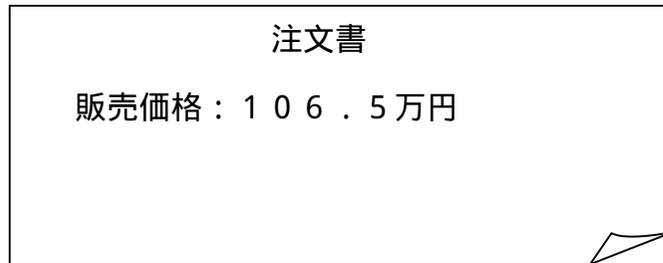
+

別書面（通知書）
リサイクル預託金相当額 ：1.5万円

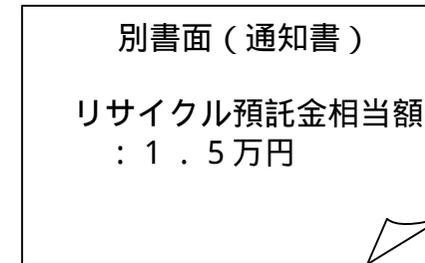
- [ A ] : 販売価格に含めて表示し、リサイクル預託金相当額を注文書に表示



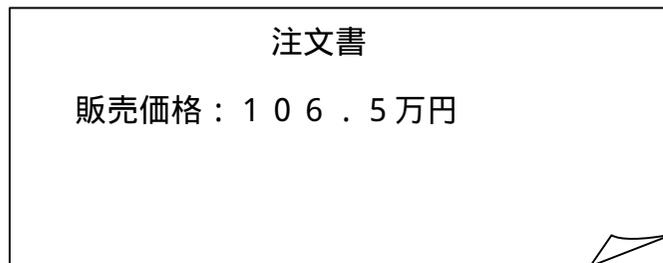
- [ B ] : 販売価格に含めて表示し、リサイクル預託金相当額は注文書に表示せず別書面（通知書）で明示



+



- [ C ] : 販売価格に含めて表示し、リサイクル預託金相当額はリサイクル券で明示



+

